第二十二条の四第一項中「及び次項」を「、次項及び第四項」に改め、同項第一号中「（次号及び第四項」を「（次号及び第六項」に、「。次号及び第四項」を「。次号及び同項」に改め、同条第三項中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第二項第二号」に、「同項」を「同号」に改め、同条第五項中「第五項」を「第七項」に、「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　法第二十三条の二第三項に規定する政令で定める金額は、同項の内国法人が同項の外国子会社から受けた剰余金の配当等の額に第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金額その他合理的な方法により計算した金額とする。

一　次号に掲げる剰余金の配当等の額のうち当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

二　当該内国法人が当該外国子会社から受けた剰余金の配当等の額の元本である株式又は出資の総数又は総額につき当該外国子会社により支払われた剰余金の配当等の額

5　法第二十三条の二第四項に規定する政令で定める金額は、前項第一号に掲げる金額が増加した場合におけるその増加した後の金額を同号に掲げる金額として同項の規定を適用するものとした場合に計算される金額その他合理的な方法により計算した金額とする。

第二十三条第一項第一号中「及び第四号イ」を「、第五号イ及び第四項第一号」に、「同項」を「法第二十四条第一項」に改め、同項第三号中「分配　当該資本の払戻し又は当該解散による残余財産の分配（以下この号において「払戻し等」という。）」を「分配（次号に掲げるものを除く。以下この号において「払戻し等」という。）当該払戻し等」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第二十三条第一項第二号（受取配当等の益金不算入）に規定する出資等減少分配（以下この号において「出資等減少分配」という。）当該出資等減少分配を行つた投資法人の当該出資等減少分配の直前の資本金等の額（以下この号において「直前資本金額」という。）にイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合（直前資本金額が零以下である場合には零と、直前資本金額が零を超え、かつ、イに掲げる金額が零以下である場合には一とし、当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げる。）を乗じて計算した金額をいう。）を当該投資法人の発行済投資口（その発行済みの投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項（定義）に規定する投資口をいう。以下この号において同じ。）をいい、その有する自己の投資口を除く。）の総数で除し、これに法第二十四条第一項に規定する内国法人が当該直前に有していた当該投資法人の投資口の数を乗じて計算した金額

イ　当該投資法人の当該出資等減少分配の日の属する事業年度の前事業年度終了の時の当該投資法人の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額（当該終了の時から当該出資等減少分配の直前の時までの間に資本金等の額又は利益積立金額（第九条第一項第一号に掲げる金額を除く。）が増加し、又は減少した場合には、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額）

ロ　当該出資等減少分配による出資総額等の減少額として財務省令で定める金額（当該金額がイに掲げる金額を超える場合には、イに掲げる金額）

第二十三条第三項第九号中「会社法」の下に「第百八十二条の四第一項（反対株主の株式買取請求）資産の流動化に関する法律第三十八条（特定出資についての会社法の準用）又は第五十条第一項（優先出資についての会社法の準用）において準用する場合を含む。）」を加え、「同法」を「会社法」に改め、同条第四項第一号中「及びその」を「、その」に改め、「生じた日」の下に「及び同日の前日（同項第三号に規定する資本の払戻しの場合には、その支払に係る基準日）における発行済株式等の総数」を加え、同項第二号中「（受取配当等の益金不算入）」を「又は第二号」に改める。

第六十九条第九項第一号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同項第二号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に、「及び当該」を「又は当該」に改め、「次号」の下に「及び第四号」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第三十四条第一項第三号に規定する内国法人が監査等委員会設置会社（業務執行役員関連者が監査等委員である取締役になつている会社を除く。）である場合の取締役会の決議による決定（監査等委員である取締役の過半数が当該決議に賛成している場合における当該決定に限る。）

第七十一条第一項第四号中「委員会設置会社の取締役」を「指名委員会等設置会社の取締役及び監査等委員である取締役」に改め、同項第五号中「すべてを」を「全てを」に改め、同号イ中「すべて」を「全て」に、「以下この号イに」を「イに」に改める。

第七十三条第二項第十三号中「第六十一条の二第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同項第十四号を削り、同項第十五号を同項第十四号とし、同項第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の四号を加える。

十八　租税特別措置法第六十七条の十四第一項（特定目的会社に係る課税の特例）

十九　租税特別措置法第六十七条の十五第一項（投資法人に係る課税の特例）

二十　租税特別措置法第六十八条の三の二第一項（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）

二十一　租税特別措置法第六十八条の三の三第一項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）

第七十九条第二号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改め、同条第三号中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の」に改める。

第百十二条第一項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第二項中「九年以内」を「十年以内」に、「（合併法人等九年前事業年度開始日」を「（合併法人等十年前事業年度開始日」に、「前九年内事業年度（ロ」を「前十年内事業年度（ロ」に、「被合併法人等前十年内事業年度」を「被合併法人等九年前事業年度開始日」を「被合併法人等十年前事業年度開始日」に、「当該合併法人等九年前事業年度開始日」を「当該合併法人等十年前事業年度開始日」に改め、同条第五項中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第七項中「九年以内」を「十年以内」に、「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に、「他の関連法人の前九年内事業年度」を「他の関連法人の前十年内事業年度」に改め、同項第二号中「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改め、同条第十二項第一号ハ中「第五十九条第二項又は第三項」を「第五十九条第三項」に改め、「（ロに掲げる場合を除く。）」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第十三項中「九年」を「十年」に改め、同条第十九項を同条第二十五項とし、同条第十四項から第十八項までを六項ずつ繰り下げ、同条第十三項の次に次の六項を加える。

14　法第五十七条第十一項第二号に規定する政令で定める事由は、同条第一項の各事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事由とし、同条第十一項第二号に規定する政令で定める日は、当該事由が生じた日とする。

一　法第五十七条第十一項第二号イに掲げる事実が生じた同号の内国法人の当該事実に係る同号イに定める事業年度　次に掲げる事由（当該事実が生じた日以後に生じたものに限る。）